

2023年12月25日

各 位

愛媛銀行

サステナブルファイナンスの実行について (ひめぎんグリーンローン)

当行は、株式会社イナミコーポレーション様と「ひめぎんグリーンローン」の契約を結びましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本件は、ZEB 建設資金を「ひめぎんグリーンローン」で調達する第1号案件となります。

1. 融資案件の概要

実行日	2023年12月25日(月)
融資金額	270百万円
融資形態	証書貸付
期間	7年
資金使途	松山支店新築工事 ZEB 化事業

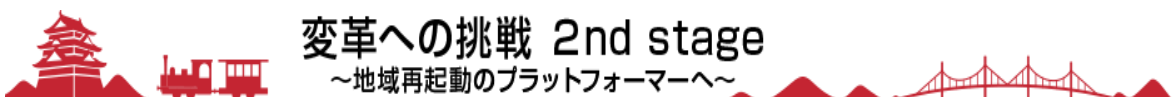
※本件のセカンドオピニオンについては、別紙をご参照ください。

2. 融資先の概要

企業名	株式会社イナミコーポレーション
代表者	稲見 政隆
所在地	愛媛県西条市ひうち6番地12
資本金	5,000万円
創業	1964年6月1日
事業内容	イナミ引越サービス、定期便運輸業務、環境関連事業、廃棄物収集運搬業務、ビルメンテナンス、害虫駆除業務、ダストコントロール業務、飲料オペレーター業務、クリーニング業務

3. 備考

当行では「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」を策定し、本フレームワークが関連原則等に整合し、また、実施体制が整っていると株式会社格付投資情報センター(R&I)から第三者評価をいただいております。本フレームワークに基づくファイナンス(ひめぎんグリーンローン、ひめぎんサステナビリティ・リンク・ローン)の実施にあたり、ひめぎん情報センターが、資金使途や管理方法、環境・社会面への影響等の評価し、本フレームワークへの適合性を確認します。



【お問い合わせ先】 愛媛銀行 企画広報部 TEL 089(933)1111

株式会社イナミコーポレーション向けファイナンスに対する ひめぎんグリーンローン評価

発行日：2023年12月25日

発行者：株式会社愛媛銀行

企画広報部 ひめぎん情報センター

本書は、株式会社愛媛銀行が、株式会社イナミコーポレーションに実施するグリーンローンについて、「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」¹に定める各適格基準の充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに準拠しているかを評価したものである。評価においては、ローン・マーケット・アソシエーション (LMA) 等の「グリーンローン原則」及び環境省の「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版」(以下、グリーンローン原則等)への整合性を確認している。以下にその評価結果を報告する。

■ 評価対象案件の概要

案件名	株式会社イナミコーポレーション松山支店新築工事 ZEB 化事業
調達資金の使途	ZEB に対応した社屋の建設資金
借入人	株式会社イナミコーポレーション
貸付人	株式会社愛媛銀行
実行額	270,000,000 円
貸付日	2023年12月25日
最終返済期日	2030年12月25日

株式会社イナミコーポレーションは、愛媛県西条市に本社を置き、引越をはじめとする貨物運送業を中心に、複数の事業を展開している。今般、同社はひめぎんグリーンローンによって資金を調達し、松山支店の新築工事 (ZEB 化事業) を実施する。

¹ 愛媛銀行では、「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」を策定し、本フレームワークが、グリーンローン原則等の国際的な原則等と整合的であること、及び愛媛銀行における本フレームワークの実施体制が整っていることについて、株式会社格付投資情報センターより第三者意見を取得している。本フレームワークを用いて、愛媛銀行では自行評価型のサステナブルファイナンス商品 (「ひめぎんグリーンローン」及び「ひめぎんサステナビリティ・リンク・ローン」) を運用している。





■ 評価結果の概要

評価対象案件では、明確な環境改善効果が認められることを含め、ひめぎんサステナブルローンフレームワーク上で定められた要件を満たしており、ひめぎんサステナブルローンフレームワークに準拠していると評価した。また、グリーンローン原則等が定める4つの要素への整合性も認められると考える。項目別の評価結果概要は以下のとおりである。

項目	評価概要
(1) 調達資金の使途	ひめぎんグリーンローンによる調達資金は、ZEBに対応した社屋の建設資金として全額充当される。対象プロジェクトは、グリーン原則等で例示される「省エネルギーに関する事業（エネルギー効率）」に該当し、明確な環境改善効果が見込まれる。また、建物の建設や稼働時において、環境面のリスクに配慮した取組がなされており、対象プロジェクトに付随するネガティブな効果が適切に回避・緩和されていることを確認した。調達資金の使途は妥当であると判断した。
(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス	対象プロジェクトの選定にあたっては、事業採算性やグリーンプロジェクトの適格基準等との確認を経て、建物の建設・稼働による環境負荷が抑えられるか、自社のサステナビリティ戦略・目標との整合性といった点を考慮・評価の基準としている。外部コンサルタントや専門家の意見等を踏まえ、当社の関連部署で適切な所定のプロセスを経て、評価及び選定を進め、加えて環境・社会課題解決への貢献性、環境改善効果がもたらされる蓋然性を考慮の上、社としてプロジェクト実施の最終決定がなされる組織的なプロセスになっている。プロジェクトの評価と選定のプロセスは妥当であると判断した。
(3) 調達資金の管理	資金管理は、愛媛銀行にて通常の設備資金の融資と同様のプロセスで実施する。資金の支払いは、株式会社イナミコーポレーションからの要請を受け、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認し振り込みで対応する。資金の充当状況は、支払い行為を通じて愛媛銀行が管理する。借入人が主体となり調達資金の管理を行う一般のグリーンローンとは異なるが、借入人にとっては本フレームワークを利用することで、実質的にグリーンローン原則等が求める趣旨と同等の管理を受けることとなる。調達資金の管理は妥当であると判断した。
(4) レポーティング	プロジェクトに対する資金の充当状況や環境改善効果等について、ローン償還までの間、年に1回ウェブサイトを開示する。また、全ての調達資金がプロジェクトに充当された後においても、大きな状況の変化が生じた場合は、適宜開示する。年度レポートでは、調達資金に関する情報、環境改善効果に関する情報等を確認し、貸付人に提出する。レポーティングは妥当であると判断した。





■ 項目別の評価

(1) 調達資金の使途

① 資金使途の概要

評価対象のファイナンスは、株式会社イナミコーポレーションの設備投資に向けたファイナンスである。本ローンで調達される資金は、ZEB に対応した社屋の建設資金に全額充当される。省エネルギー性能の高い建築物とすることで、同社はエネルギー消費量の削減効果を企図している。対象物件の概要は以下のとおりである。

対象物件	
営業事務所名称	株式会社イナミコーポレーション松山支店
所在地	愛媛県松山市北久米町 541 他 6 筆
構造・用途	S 造 3 階建
用途	事務所社屋
敷地面積	1,963.91 m ²
延床面積	1,154.23 m ²
竣工予定時期	2024 年 1 月末
環境認証	ZEB、BELS 評価 5 つ星
環境改善効果	一次エネルギー消費量を基準値から 106%削減
ZEB を支える 主な設備	①太陽光パネル ②高断熱性断熱材 ③高効率エアコン ④Low-E 複層ガラス ⑤DC モニター換気扇 ⑥エコキュート（ヒートポンプ） 等

② 対象プロジェクトによる環境改善効果とその評価方法

本ローンで調達される資金は、株式会社イナミコーポレーションが愛媛県松山市に建設中の同社松山支店の建設資金に全額充当される。松山支店は、BELS 評価 5 つ星で、ZEB 認証を取得している。

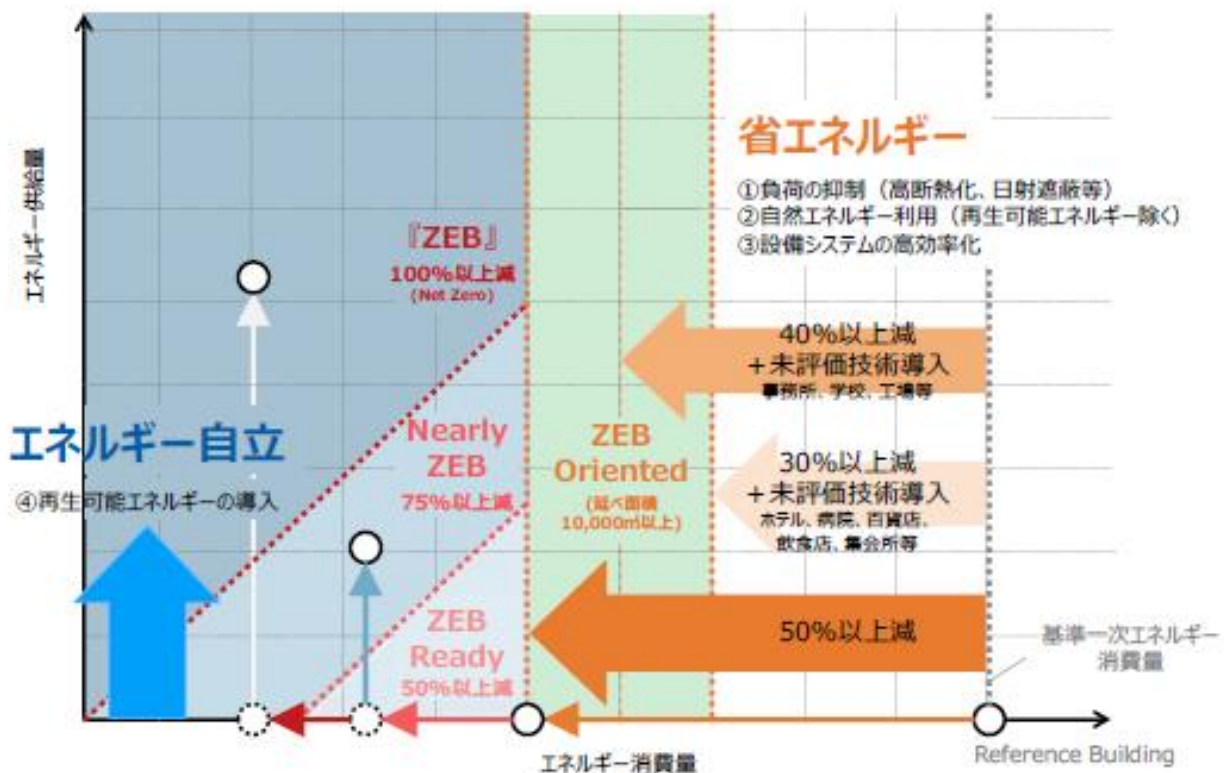
ZEB とは Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、消費するエネルギーをゼロにすることを旨とした建物を指す。経済産業省資源エネルギー庁「ZEB ロードマップ検討委員会とりまとめ（平成 27 年 12 月）」では、ZEB とは「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とした建築物」と定義されている。ZEB にはゼロエネルギーの達成状況に応じて、①ZEB、②Nearly ZEB、③ZEB Ready、④ZEB Oriented の 4 段階のランクが定義されている。



ZEB の定義	
ZEB	省エネ (50%以上) + 創エネで 100%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物
Nearly ZEB	省エネ (50%以上) + 創エネで 75%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物
ZEB Ready	省エネで 50%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物
ZEB Oriented	[事務所・学校・工場など] 省エネで 40%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物 [ホテル・病院・飲食店など] 省エネで 30%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物

(出所：環境省「ZEB PORTAL」をもとにひめぎん情報センター作成)

<ZEB の定義 (イメージ) >



(出所：経済産業省資源エネルギー庁「平成 30 年度 ZEB ロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」)





今回対象の建物は ZEB の認証を受け、106%の一次エネルギー消費量の削減を達成している。また、同建物は、「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS : Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）」において、最高ランクの5つ星の評価を取得している。なお、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）とは、新築・既存の建築物において、省エネルギー性能を第三者評価機関が評価・認定する制度である。BELS は、一次エネルギー消費量をもとに5段階の星マークで表示される。



また、グリーンローンプロジェクトに適切な事業区分として、「グリーンローン原則」では「エネルギー効率（新築・リフォーム済建物、エネルギー貯蔵、地域暖房、スマートグリッド、装置、商品など）」が挙げられている。加えて、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版」でも、「省エネルギーに関する事業」として、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）その他省エネ性能の高い建築物の新築・改修に関する事業」が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクトの1つとして例示されている。





◆ <補足情報> 国・地域の方針との整合性

日本政府並びに株式会社イナミコーポレーションが所在する愛媛県において、地球温暖化対策に向けて建物の省エネルギー化や省エネ設備等の導入等を推進することを掲げている。主な戦略や計画は以下のとおりであり、対象プロジェクトはこれらに整合するものと考えられる。また、対象プロジェクトは、国連が提唱するSDGsのうち主に3番「すべての人に健康と福祉を」、7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」、11番「住み続けられるまちづくりを」、12番「つくる責任つかう責任」、13番「気候変動に具体的な対策を」への貢献が期待されるものと判断する。

地球温暖化対策に係る戦略・計画等	
日本政府	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化対策計画 (2021年10月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策の1つとして、「建築物の省エネルギー化」を掲げている。「2050年のカーボンニュートラル実現の姿を見据えつつ、2030年に目指すべき建築物の姿としては、現在、技術的かつ経済的に利用可能な技術を最大限活用し、新築される建築物についてはZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。」としている。 ・ 「建築物の省エネルギー対策の強化を図るため、今後、早期に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における規制措置を強化する。具体的には、建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される建築物についてZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。(中略) 加えて、規制強化のみならず、公共建築物における率先した取組を図るほか、ZEBの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。さらに、既存建築物の改修・建替の支援や省エネルギー性能表示などの省エネルギー対策を総合的に促進する。」としている。 ■ 第6次エネルギー基本計画 (2021年10月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 2050年カーボンニュートラル実現を見据えた政策対応として、「2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げや、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。加えて、規制強化のみならず、公共建築物における率先した取組を図るほか、ZEHやZEBの実証や更なる普及拡大に向けた支援等を講じていく。」としている。また、「既存住宅・建築物についても、省エネルギー改修や省エネルギー機器導入等を進めることで、2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。」としている。 ■ パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略 (2021年10月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 「今後2050年カーボンニュートラルを目指すに当たっては、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じた二酸化炭素排出量をマイナスにするLCCM住宅・建築物の普及に加え、ZEH・ZEBの普及、省エネルギー改修の推進、高性能断熱材や高効率機器、再生可能エネルギーの導入、建築物における木材利用促進を可能な限り進めていく。」としている。



愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 愛媛県地球温暖化対策実行計画（2020年2月） ・ 愛媛県では、「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて各種施策を推進している。方針Ⅱ「低炭素型のビジネススタイルの実現」の中で「建物の省エネルギー化や省エネ設備等の導入促進」を掲げ、「事務所からの二酸化炭素排出量を削減するため、公共施設やオフィスビル等のネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化の推進や、高効率空調・LEDなどの省エネ設備の導入促進を図ります。特に中小企業者に対しては、省エネ改修等の費用に係る低利融資制度等により、機器や設備の導入を支援します。」としている。
-----	---

③ 付随するネガティブな効果への配慮

「グリーンから始めるインパクト評価ガイド（環境省）」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版（環境省）」を参考にしたうえで、一般的に、省エネルギーに関する事業（省エネ性能の高い建築物の新築ほか）に伴い以下のようなネガティブインパクトの発生が想定される。

大分類	小分類	ネガティブな効果の例
省エネルギーに関する事業	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）その他省エネ性能の高い建築物の新築・改修に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴う騒音、振動、光害など周辺への悪影響、アスベスト等の有害廃棄物の飛散 等 ・ 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響 等
	事務所、工場、住宅等について、LEED、CASBEE、BELS等の環境認証制度において高い省エネ性能を示す環境認証を取得すべく、省エネ性能の高い建築物の新築・改修（断熱改修を含む。）に関する事業	その他、事業内容等により環境面からのネガティブな効果や長期的な目標との明らかな不整合が生じ得る場合は留意すること

対象物件の建設にあたり、株式会社イナミコーポレーションでは、懸念される環境・近隣への影響について、建設工事を請け負う建設会社のリスク回避・緩和の取組を確認したうえで工事を発注している。主な確認事項は、以下のとおりである。建設会社が実施した着工前の周辺調査において、建設工事に付随する重大なネガティブインパクト項目は見受けられず、また、現在までに同社が施工した物件において環境・社会面でのトラブル・目立った懸念事項等は発生していない。

- ・ 建設機械の稼働や作業に伴って発生する騒音・振動、粉じん等の発生抑制
- ・ 適切な排水・廃棄物の処理、水質汚染・土壌汚染の防止、資源循環の観点から廃棄物量を削減する取組
- ・ 光害など周辺への悪影響を防ぐ取組
- ・ 近隣住民への説明等、トラブルを防止する取組
- ・ 各種法令等の遵守

結論として、明確な環境改善効果が認められる事業に資金使途が限定されていること、及び、対象プロジェクトに付随するネガティブな効果が適切に回避・緩和されており、本来の環境改善効果と比べ過大でないことを確認した。以上より、評価対象案件における調達資金の使途は、グリーンローン原則等に則ったものと判断した。





(2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

株式会社イナミコーポレーションは、愛媛県西条市に本社を置き、運送業等を手掛ける企業である。同社では現在、「イナミ引越サービス」を中心とした貨物運送事業を行うほか、環境事業（廃棄物処理）、ビルメンテナンス事業、ダストコントロール事業、飲料事業（自動販売機メンテナンス）等、5つの事業を展開している。こうした各種サービスは地域の快適な環境づくりを支えるものであり、同社は『うちでお役に立てるなら』という創業の精神を軸に、これまで地域の困りごと・ニーズに応えるためのサービス開発・展開を行っている。

同社の企業理念にある「環境づくりを通して地域社会に貢献します」は、SDGs と方向性を同じくするものである。そのため、同社はSDGs の理念に賛同し、西条市 SDGs 推進協議会への参画をはじめ、地域の持続可能性の向上に向けた取組を進めているところである。また、同社は環境づくりに携わる企業として、SDGs の登場前から環境を意識した企業活動を行っている。これまでに事業を通じた環境分野への貢献や、環境マネジメントシステムの構築（ISO14001 認証の取得²や ISO14001 委員会による改善活動）等の取組がある。対象のプロジェクトは、こうした方針・取組に合致するものである。

株式会社イナミコーポレーションが掲げる環境に配慮した企業活動は、外部コンサルタントや専門家の意見等も踏まえつつ、同社の環境事業部や ISO14001 委員会をはじめ関連部署で適切な所定のプロセスを経て、評価及び選定されている。今般の対象プロジェクトの評価・実行においても、主に以下の点について検討を進め、加えて課題解決への貢献性、環境改善効果をもたらされる蓋然性を考慮のうえ、経営会議において社としての最終決定がなされている。

- A) 事業の採算性やグリーンプロジェクトの適格基準等との確認
- B) 建物の建設・稼働に係る環境負荷
- C) 地域社会への貢献・新しい価値の創造

以上より、評価対象案件におけるプロジェクトの評価と選定のプロセスは、グリーンローン原則等に則ったものと判断した。

² ISO14001 の認証適用範囲は、愛媛県内事業所（西条本社、松山支店、宇和島支店）である。



(3) 調達資金の管理

本ローンによる借入金は、全額が対象の建物の建設資金に充当されることとなっている。資金管理は通常、愛媛銀行が提供する設備資金の融資と同様のプロセスで実施する。本ローンの資金管理における主なポイントは、以下のとおりである。

- ・ 資金の支払いは、株式会社イナミコーポレーションからの要請を受け、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認し振り込みで対応する。
- ・ 資金の充当状況は、支払い行為を通じて愛媛銀行が管理する。

借入人が主体となり調達資金の管理を行う一般のグリーンローンとは異なるが、借入人にとってはひめぎんサステナブルローンフレームワークを利用することで、実質的にグリーン原則等が求める趣旨と同等の管理を受けることとなる。したがって、本借入金は、確実に対象のグリーンプロジェクトの費用に充当される体制になっていると評価する。

以上より、評価対象案件における調達資金の管理の方針は、グリーンローン原則等に則ったものと判断した。





(4) レポーティング

株式会社イナミコーポレーションにおけるレポーティング体制及びその開示内容等については、以下のとおりである。

- ・ プロジェクトに対する資金の充当状況や環境改善効果等について、ローン償還までの間、年に1回ウェブサイトを開示する。また、全ての調達資金がプロジェクトに充当された後においても、大きな状況の変化が生じた場合は、適宜開示する。
- ・ 年度レポートは、調達資金に関する情報、環境改善効果に関する情報等を確認し、貸付人に提出する。

開示内容 (予定)
(1) プロジェクトの概要 (進捗状況を含む)
(2) プロジェクトに充当した資金の額
(3) 未充当資金の額、未充当資金の運用方法
(4) グリーンプロジェクトによる環境改善効果
① (建物竣工後) ZEB 認証取得の有無
② (建物竣工後) 対象物件におけるエネルギー使用量の推移

以上より、評価対象案件におけるレポーティングは、グリーンローン原則等に則ったものとなっていると判断した。





■ ご留意事項

- (1) ひめぎんグリーンローン評価は、評価対象案件について当行が策定した「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」に定める各適格基準の充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに準拠しているかを評価することを目的としています。評価項目には、対象案件の資金用途となるプロジェクトのグリーン性の評価（環境改善効果等）や調達された資金の管理・運営体制等が含まれます。本資料及び本資料に係る追加資料等により、当行が参加金融機関に対して本取引への参加を斡旋、推奨、勧誘または助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、本取引への参加判断を行ってください。
- (2) 本資料は、借入人から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報ほか、当行が信頼できると判断した情報をもとに作成されていますが、当行は環境改善効果をはじめとするその内容・記述について、真実性、正確性、完全性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。また、当行は状況の変化等に応じて、当行の判断でひめぎんグリーンローン評価を変更・保留したり、取り下げたりすることがございます。当行は、本資料の誤りや変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (3) 当行は、本取引以外の取引において借入人に関する情報を保有または今後取得する可能性がございますが、これらの情報を開示する義務を負うものではありません。
- (4) 借入人と当行との間に、利益相反が生じると考えられる人的関係はございません。
- (5) 本資料の著作権は、株式会社愛媛銀行に帰属します。当行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について、複製、転載、または配布、印刷など、第三者の利用に供することを禁じます。

